

## 岡崎地域活性化ビジョン検討委員会設置要綱

平成 22 年 5 月 14 日決定

## (設置)

第 1 条 岡崎地域の優れた都市景観を将来へ保存継承しながら，世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに，更なる賑わいを創出するための「岡崎地域活性化ビジョン（仮称）」の検討を行うことを目的として，「岡崎地域活性化ビジョン検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 委員会は，委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は，学識経験のある者，市民公募委員，その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から平成 23 年 3 月末日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は，委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員会は，委員長が招集する。

2 委員長は，会議の議長となる。

3 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，委員会への出席，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は，総合企画局市民協働政策推進室において行う。

## (補足)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日（平成22年5月14日）から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。